



IFRS解釈指針委員会ニュース

IFRICニュース 2019年1月



2019年1月16日にIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」)の会議が行われた。本稿では、主要な審議事項を更新し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の検討状況をまとめている。

審議事項一覧

【会計基準の限定的改訂】

公開草案公表済

- 「確定給付制度からの返還の利用可能性 (IFRIC解釈指針第14号の改訂案)」
- 「意図された使用の前に発生する利益 (IAS第16号の改訂案)」
- 「会計方針の変更 (IAS第8号の改訂案)」【2018年12月IASBで審議】
- 「不利な契約-契約履行のコスト (IAS第37号の修正案)」

公開草案公表予定

- 繰延税金-資産及び負債の税務基準額 (IAS第12号に関連)【2019年1月IASBで審議】

【IFRSの年次改善】

公開草案公表予定

- IFRSの年次改善 (2018-2020年サイクル)【2018年12月IASBで審議】

【アジェンダ却下通知】

確定

- 法人所得税以外の税金に係る支払い (IAS第37号に関連)【2019年1月IFRS-ICで審議】
- 約束した財又はサービスの評価 (IFRS第15号に関連)【2019年1月IFRS-ICで審議】

取得原価で会計処理される子会社に対する投資：部分的な処分 (IAS第27号に関連)【2019年1月IFRS-ICで審議】

- 取得原価で会計処理される子会社に対する投資：段階的な取得 (IAS第27号に関連)【2019年1月IFRS-ICで審議】

未確定

- 共通支配下にある企業からの関連会社又は共同支配企業の取得 (IAS第28号に関連)
- キャッシュ・フロー・ヘッジにおける「取引の発生可能性が非常に高い」の判断 (IFRS第9号及びIAS第39号に関連)
- 共同支配事業に対する共同支配事業者の持分に係る負債 (IFRS第11号に関連)
- クラウド・コンピューティング (IAS第38号に関連)
- 共同支配事業者によるアウトプットの売却 (IFRS第11号に関連)
- 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済 (IFRS第9号に関連)
- 一定期間にわたって移転する建築物に係る借入コスト (IAS第23号に関連)
- 予想信用損失の測定時における信用補完 (IFRS第9号に関連)
- 信用減損金融資産の治癒 (IFRS第9号に関連)

【今後の取扱いを検討中の論点】

- 仮想通貨
- 交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定 (IAS第21号に関連)

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表済

公開草案「確定給付制度からの返還の利用可能性（IFRIC解釈指針第14号の改訂案）」

関連IFRS

IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号-確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」

概要

本公開草案は、制度資産について、返還の形で利用可能な額を決定する際に、次の事項を求めるようIFRIC解釈指針第14号を改訂することを提案している。

- （信託管理人などの）他の当事者が企業の同意なしに制度を終了させることができる場合、IFRIC解釈指針第14号第11項の3つのシナリオのうちの「制度負債が徐々に清算されるケース」においては、企業は無条件の権利を有しない。
- 返還の形で利用可能であることを根拠に資産計上する場合で、企業の同意なく他の当事者が制度加入者への給付額を変更できる場合には、変更可能額をその資産の額に含めない。
- 年金保険証券などを年金資産として購入するか、又は（制度加入者への給付額に影響を与えない）その他の投資の意思決定を行う他の当事者の権利は、返還の形での利用可能性に影響しない。

本公開草案はまた、資産計上額の決定に際して、報告日において実質的に制定されている法的要求についても考慮することを求める提案をしている。

ステータス

■ 再審議の状況

IFRS-ICは、公開草案に対して寄せられたコメントの分析を踏まえ、公開草案の表現を一部修正することを前提に、IFRIC第14号の限定的改訂を最終化することをIASBに提案した。

その後、IASBにて、IFRIC第14号の改訂がもたらす影響に新たな懸念が生じたため、情報収集による状況確認が必要であると確認された。

2017年9月のIASB会議では、アウトリーチの結果を受けて検討を行った結果、次のように暫定決定した。

- 一 積立超過の返還に係る企業の利用可能性に関して、IFRIC第14号においてより原則主義的なアプローチを開発できるかどうかを引き続き検討する。

2018年6月のIASB会議において、上記の検討状況のアップデートがなされ、IFRIC第14号の改訂案をこの時点においては最終化せず、IAS第19号の研究プロジェクトの結果に基づいて、IFRIC第14号に関するプロジェクトの方向性を検討する等、今後の進め方について審議がなされたが、特段の暫定決定はなされていない。

■ 最終基準書公表予定時期

未定

公開草案の詳細は、[IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「制度改訂、縮小又は清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性（IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案）」を公表](#)参照

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表済

公開草案「意図された使用の前に発生する利益 (IAS第16号の改訂案)」

関連IFRS

IAS第16号「有形固定資産」

概要

本公開草案は、有形固定資産を意図した方法で稼働可能にするまでの間に生産した物品の販売による収入を当該有形固定資産の取得原価から控除することを禁止し、販売収入及び生産に係るコストを純損益に認識することを提案している。

また、本公開草案は、IFRIC解釈指針第20号「露店掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」を修正し、鉱山の開発フェーズの間に生じた剥土コストをIAS第16号に従って会計処理することを提案している。

ステータス

■ 再審議の状況

2018年11月のIASB会議では、公開草案の内容をいくつか修正したうえでIAS第16号の改訂を進めることを暫定的に決定した。当該修正には、以下の項目が含まれる。

- ◇ 有形固定資産を意図した方法で稼働可能にするまでの間に生産された物品の販売に関連するコストを企業がどのように識別するのかの明確化
- ◇ 表示及び開示に関する要求事項

公開草案の修正内容は今後のIASB会議で審議される予定である。

■ 最終基準書公表予定時期

未定

公開草案の詳細は、[IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「意図された使用の前に発生する利益 \(IAS第16号の修正案\)」を公表参照](#)

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表済

公開草案「会計方針の変更 (IAS第8号の改訂案)」【2018年12月IASBで審議】

関連IFRS

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

概要

本公開草案では、以下の通り、アジェンダ決定に起因する会計方針の変更の取扱いについて、IAS第8号の改訂が提案されている（なお、IFRS-ICによるアジェンダ決定は、IFRS適用にあたり重要な示唆が含まれているが、強制力のない教育的なものとして位置付けられている）。

- アジェンダ決定に起因する任意の会計方針の変更について、一定の要件を満たす場合につき遡及適用しないことを許容
 - ◇ 任意の会計方針の変更は実務上不可能な場合を除き、遡及適用が原則である。しかし、当該変更を行った期間の影響又は累積的影響を算定するために企業に発生するコストが、遡及適用による財務諸表利用者の便益を上回る範囲において、遡及適用の対象外とすることを提案している。
- 上記のコスト及び便益の評価における考慮要因の例示の追加
- アジェンダ決定公表後に会計方針を変更するタイミング
 - ◇ アジェンダ決定に起因する会計方針の変更のタイミングについて、IAS第8号に明記しない。代わりに結論の根拠の中で、アジェンダ決定に起因する会計方針の変更について十分な準備期間が与えられるべきと考えられる旨等の記載を行う。

ステータス

■ 審議の状況

IASBは、2018年12月のIASB会議で、公開草案に対するフィードバックについて審議し、IFRS-ICが公表したアジェンダ決定から生じる会計方針の変更を、企業がどの時点で適用するかを特定するような改訂案の修正は行わないと暫定的に決定した。

今後のIASB会議にて、改訂案の他の諸側面についての審議が継続される予定である。

■ コメント期限

コメント期間終了

公開草案の詳細は、[IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「会計方針の変更 \(IAS第8号の改訂案\)」を公表](#)参照

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表済

公開草案「不利な契約-契約履行のコスト（IAS第37号の修正案）」

関連IFRS

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」

概要

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用によりIAS第11号「工事契約」が廃止され、2018年1月1日以降開始する報告期間から工事契約に関連する不利な契約がIAS第37号により会計処理されることになったことを契機として、不利な契約の判断を行う際に、契約履行のコストにどのようなコストが含まれるか明らかにすべきであるとのIFRS-ICの提案に同意し、2018年12月13日に公開草案「不利な契約-契約履行のコスト（IAS第37号の修正案）」（以下「本公開草案」という）を公表した。

本公開草案は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」が規定する不利な契約の判断を行う際に、契約履行のコストにどのようなコストを含めるべきかを明らかにするための修正を加えることを提案するものである。

本公開草案は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関して、以下の修正を提案している。

- 不利な契約の判断における契約履行のコストとは、契約に直接関連するコストを意味することを明確化する。
- 契約に直接関連するコストを例示する。
- 一般管理費は、契約の相手方に明示的に請求可能なものを除き、契約に直接関連するコストとはならないことを明確化する。

ステータス

■ 審議の状況

公開草案公表中

■ コメント期限

2019年4月15日

公開草案の詳細は、[IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「不利な契約-契約履行のコスト（IAS第37号の修正案）」を公表参照](#)

会計基準の限定的改訂 — 公開草案公表予定

繰延税金—資産及び負債の税務基準額 (IAS第12号に関連) 【2019年1月IASBで審議】

関連IFRS

IAS第12号「法人所得税」

概要

IFRS第16号「リース」(若しくはIAS第17号「リース」のファイナンス・リース)の会計処理では、リース開始日に使用权資産(リース資産)及びリース負債が認識される。また、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して、有形固定資産項目の廃棄コストを引当金計上する場合、そのコストが有形固定資産の取得原価に含めて資産計上されることがある。このように資産・負債が同時に認識される場合、IAS第12号第15項及び第24項における当初認識の免除規定(すなわち、一時差異が、利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合、繰延税金資産及び繰延税金負債を当初並びに事後的にも認識しない)はどのように適用されるか。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年3月のIFRS-IC会議で、当該論点への対応を目的として、解釈指針の開発についてリサーチすることを決定した。

その後、IFRS-ICは、2018年6月のIFRS-IC会議で、IASBに以下の内容を含むIAS第12号の限定的改訂を提案するよう提言することを決定した。

- 将来減算一時差異及び将来加算一時差異が同時に発生し、その結果、同額の繰延税金資産及び繰延税金負債を認識することとなる取引は、IAS第12号第15項及び第24項における当初認識の免除規定の適用対象としない。

IASBは、2018年10月のIASB会議にて、上記のIFRS-ICの提言について審議し、当該提言に賛成した。

IASBは、2019年1月のIASB会議にて、上述のIAS第12号の改訂案に関する経過措置について審議を行い、遡及適用を原則としつつ、繰延税金資産の認識要件を満たすかどうかの評価を適用日においてのみ行うことを認めることとした。また、IFRS初度適用企業についても、繰延税金資産の認識要件を満たすかどうかの評価をIFRS移行日時点でのみ行うことを認めることとした。公開草案を公表するためのデュー・プロセスを確認し、公開草案のコメント期間は少なくとも120日とすることが決定された。

■ 公開草案公表予定時期

2019年第2四半期

IFRSの年次改善 — 公開草案公表予定

IFRSの年次改善（2018-2020年サイクル）

(1) 金融負債の認識の中止に関する10%テストに含めるべき手数料及びコスト

関連IFRS

IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品—認識及び測定」

概要

IFRS第9号及びIAS第39号は、現在の借手と貸手との間で、大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換が行われた場合、又は、現存する金融負債若しくはその一部分の条件の大幅な変更が行われた場合は、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理することを求めている。

ここで、大幅に条件が異なる、とは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と比較して少なくとも10%異なる場合をいう。

当該10%テストを実施するにあたって、どの手数料及びコストを含めるべきか。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、IFRS第9号B3.3.6項及びIAS第39号AG62項における左記の10%テストを実施するにあたり、次の手数料のみが含まれることを結論付け、アジェンダに追加しないことを暫定決定した。

- 借手・貸手間で受け払いされる手数料
- 借手又は貸手に代わって受け取った、又は支払われた手数料

しかしながらアジェンダ却下通知案に対して寄せられたコメントに基づいて再審議した結果、2016年11月のIFRS-IC会議は、IFRSの年次改善で対応することをIASBに提案することを決定した。

IASBは、IFRS-IC会議からの提案を受けて、2017年4月のIASB会議で、次の事項を暫定的に決定した。

- 一回のIFRSの年次改善において、上記の点を明確化するために、IFRS第9号の改訂を提案すること
- 当該改訂を初めて適用する報告年度の期首以降に発生する金融負債の条件変更又は交換にのみ適用することを提案すること

IASBは、2018年12月のIASB会議で、公開草案を公表するためのデュー・プロセスを確認し、公開草案のコメント期間は少なくとも90日とすることを暫定的に決定した。

■ 公開草案公表予定時期

2019年第2四半期

(2) 公正価値測定における課税に関するキャッシュ・フローの取扱い

関連IFRS

IAS第41号「農業」

概要

IAS第41号第22項は、生物資産の公正価値を測定するためにキャッシュ・フローを見積もる際に課税に係るキャッシュ・フローを含めないこととしている。

一方で、2008年のIAS第41号の修正において、生物資産の公正価値の測定にあたりDCF法を採用する場合、税引前の割引率を用いるとする要求事項が削除された。従って、公正価値の測定に使用する割引率は税引前か税引後のいずれかとなるのに対して、キャッシュ・フローの見積りにあたっては課税に係るキャッシュ・フローを含めないこととされているため、公正価値の測定に使用する割引率とキャッシュ・フローが不整合となっている。

IAS第41号第22項を改訂し、公正価値の測定にあたり課税を含めないこととする要求事項を削除すべきかどうか。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2017年9月のIFRS-IC会議で、次のIFRSの年次改善において、公正価値を測定するためにキャッシュ・フローを見積もる際に課税に係るキャッシュ・フローを含めないこととするIAS第41号第22項の要求事項を削除する改訂案をIASBへ提案した。

IASBは、2018年1月のIASB会議で、IFRS-ICの提案について審議を行い、IASB会議メンバーの全員が当該提案に賛成した。また、IASBは当該改訂を、発効日後に測定する公正価値より適用することとし、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

IASBは、2018年12月のIASB会議で、公開草案を公表するためのデュー・プロセスを確認し、公開草案のコメント期間は少なくとも90日とすることを暫定的に決定した。

■ 公開草案公表予定時期

2019年第2四半期

(3) 親会社より後に子会社が初度適用企業となる場合の、換算差額累計額 (IFRS第1号に関連) 【2018年12月IASBで審議】

関連IFRS

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」

概要

IFRS第1号D16項 (a) は、親会社より後に子会社が初度適用企業となる場合、親会社のIFRS移行日に基づいて親会社の連結財務諸表に含まれていたであろう帳簿価額により当該子会社が「資産及び負債」を測定することを認めているが、同項は資本項目である在外営業活動体に係る換算差額累計額にも適用できるか。

ステータス

■ IFRS-ICの決定

IFRS-ICは、IFRS第1号D16項 (a) の免除規定は換算差額累計額には適用されないと指摘したうえで、IFRSにおける要求事項は初度適用企業となる子会社が換算差額累計額の測定をどのように行うかの適切な基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定した。アジェンダ却下通知は2017年9月のIFRS-IC会議で確定した。

しかしながら、IFRS-ICは、2017年11月のIFRS-IC会議で、IFRS第1号D16項 (a) の免除規定を適用する子会社に対して、為算差額累計額の測定を、親会社が報告した金額を用いて、親会社のIFRS移行日に基づいて行うことを要求することになるIFRS第1号の改訂を提案することをIASBに提言した。

審議の状況

IASBは、2017年12月のIASB会議で、上述のIFRS第1号の改訂を提案するIFRS-ICの提言について審議を行い、IASB会議メンバー全員がIFRS-ICの提言に賛成した。

IASBは、2018年12月のIASB会議で、上述のIFRS第1号の改訂案に関する経過措置について審議を行い、過去のIFRS初度適用企業が改訂案を遡及適用することを許容も要求もしないことを暫定的に決定した。また、公開草案を公表するためのデュー・プロセスを確認し、公開草案のコメント期間は少なくとも90日とすることを暫定的に決定した。

■ 公開草案公表予定時期

2019年第2四半期

アジェンダ却下通知 – 確定

法人所得税以外の税金に係る支払い (IAS第37号に関連) 【2019年1月IFRS-ICで審議】

関連IFRS

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」

概要

IAS第12号「法人所得税」の範囲外の税金に関して、税務当局と係争中の段階で当局に仮払いした時、どのように会計処理を行うか。なお、企業は最終的に支払義務は生じない可能性が高いと見込んでいる。

前提条件は以下の通り：

- 企業は、最終的に支払義務は生じない可能性が高いと判断しているため、IAS第37号に基づく引当金を認識しない。
- 企業が任意に仮払いする場合と、当局の要請に従い、仮払いする場合とがある。
- 当局との係争が解消した時に、仮払金は返還されるか、又は税金負債の支払いに充当される。係争が妥結するまでは仮払いの返還を要求することはできない。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

税金の仮払いから生じるのは資産か、偶発資産か、又はいずれも生じないか

- 当該税金の仮払いから生じる権利は、いかなるIFRS基準書の範囲にも明確には含まれず、類似の事項や関連する事項を扱っているIFRS基準もない。
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項及び第11項を適用して、2018年3月に公表された概念フレームワークと、それ以前の概念フレームワークにおける資産の定義を参照した結果、税金の仮払いはそれらの双方を満たすと判断される（返還されるか、又は税金負債の支払いに充当されることによって、将来の経済的便益が企業に流入すると期待される資源を生じさせる）。
- 当該税金の仮払いが、任意であるか、強制であるかは資産とする結論に影響を与えない。
- 当該税金の仮払いから生じる権利は、資産であるので、IAS第37号の偶発資産ではない。

認識、測定、表示及び開示について

- 個別に適用される基準がないため、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第10項及び第11項に基づき、企業は財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性を有し、信頼性のある情報をもたらす会計方針を策定し、適用することとなる。
- 本論点は貨幣性資産の認識、測定、表示及び開示の問題と類似又は関連している可能性があり、この場合、貨幣性資産に関するIFRS基準書の要求事項を参照することとなる。

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項及び概念フレームワークのコンセプトが十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定した。

アジェンダ却下通知 – 確定

約束した財又はサービスの評価（IFRS第15号に関連）【2019年1月IFRS-ICで審議】

関連IFRS

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

概要

証券取引所が顧客に上場サービスを提供することによって得られる収益認識に関して、証券取引所は上場維持サービスとは別個の上場認可サービスの移転を約束しているかどうか前提条件は以下の通り：

- － 証券取引所は、顧客から返還不要のアップフロントフィーの他、継続的に上場手数料を受領する。
- － アップフロントフィーは、契約開始時又はその前後に証券取引所が行う活動に関連するものである。
- － 証券取引所は、契約開始時又はその前後において、顧客の取引所への加入を可能とするために様々な活動を行っており、それには以下の項目が含まれる。
 - ◇ 新規の申請に対するデュー・デリジェンスの実施
 - ◇ 発行者の上場申請書のレビュー（申請書が受け入れ可能かどうかの評価を含む）
 - ◇ 新規の証券に対する参照番号及びティッカーの発行
 - ◇ 上場及び市場への加入の処理
 - ◇ オーダーブック上での証券の公表
 - ◇ 上場日における取引通知の発行

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- － IFRS第15号22項では、約束した財又はサービスを評価し、次のいずれかを移転する約束を履行義務として識別することが求められている。
 - ◇ 別個の財又はサービス（又は財又はサービスの束）
 - ◇ ほぼ同一で顧客への移転パターンが同じである一連の別個の財又はサービス
- － IFRS第15号BC87項では、履行義務を識別するには、その前に約束した財又はサービスのすべてを識別することが必要である旨記載されている。
- － IFRS第15号25項では、財又はサービスを顧客に移転しない限り、企業が契約を履行するために行わなければならない活動は履行義務には含まれない旨規定されている。
- － IFRS第15号B49項に、履行義務を識別するために、返金不要のアップフロントフィーが約束した財又はサービスの移転に関連しているかどうかを評価する必要がある旨規定されている。多くの場合、当該フィーは契約開始時又はその前後において契約の履行のために行うことを要求される活動に関連するものではあるが、その活動は顧客への約束した財又はサービスの移転を生じさせるものではない。
- － 上記の前提に記載の契約開始時又はその前後で行われる証券会社の活動は、顧客に財又はサービスを約束通り移転するために必須のものであるが、当該活動自体は財又はサービスの移転を伴うものではない。

一 顧客に移転する上場サービスは、新規上場時もその後の上場維持期間中も同様である。

一 以上より、上記の前提において、上場サービス以外に顧客に移転する財又はサービスはない。

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、IFRS第15号の原則及び要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定した。

アジェンダ却下通知 – 確定

取得原価で会計処理される子会社に対する投資：部分的な処分 (IAS第27号に関連) 【2019年1月IFRS-ICで審議】

関連IFRS

IAS第27号「個別財務諸表」

概要

以下の前提において、企業はIAS第27号に基づく個別財務諸表上、

- a) 子会社に対する投資の一部処分後に保持する投資について、IFRS第9号第4.1.4項に基づき、公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択を行うことができるか
- b) 子会社に対する投資の一部処分後に保持する残存投資の取得原価と支配喪失日の公正価値との差額は、純損益に表示するのか、それとも、その他の包括利益に表示するのか

前提条件は以下の通り：

- IAS第27号第10項を適用し、子会社に対する投資を取得原価で会計処理することを選択している。
- 子会社に対する投資は、IAS第32号第11項で定義される資本性金融商品に対する投資である。
- 子会社に対する投資の一部を処分し、投資先に対する支配を喪失する。処分後、投資先に対する共同支配も重要な影響力も有さない。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

(質問 a)

- IFRS第27号第9項は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資の会計処理を除き、個別財務諸表においてすべてのIFRS基準を適用することを要求している。
- 企業が子会社に対する投資の一部処分後に保持する持分は、子会社に対する投資でも関連会社に対する投資でも共同支配企業に対する投資でもないため、支配喪失時に初めてIFRS第9号を適用する。
- IFRS第9号第4.1.4項における表示方法の選択は、資本性金融商品に対する投資の当初認識時に適用される。
- IFRS第9号の範囲に含まれる資本性金融商品に対する投資は、売買目的保有でもなく、IFRS第3号が適用される企業結合における取得企業が認識した条件付対価でもない場合、IFRS第9号第4.1.4項に基づき表示方法を選択できる。
- よって、当該保持する持分が売買目的保有ではないという前提で、企業は公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択をIFRS第9号を最初に適用する時（すなわち、支配の喪失時）に行うことができる。

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定した。

(質問 b)

- 支配喪失時に保持する残存投資の取得原価と支配喪失日の公正価値との差額は、概念フレームワークの収益又は費用の定義を満たすため、IAS第1号第88項に基づき、当該差額を純損益に認識すべきである。

- 一 これは、保持する投資のその後の公正価値変動を純損益に表示するのか、その他の包括利益に表示するのかを問わない。
 - 一 この結論は、類似した項目を扱っているIAS第28号第22項 (b) 及びIAS第27号第11B項と整合している。
- IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定した。

アジェンダ却下通知 – 確定

取得原価で会計処理される子会社に対する投資：段階的な取得 (IAS第27号に関連) **【2019年1月IFRS-ICで審議】**

関連IFRS

IAS第27号「個別財務諸表」

概要

以下の前提において、企業はIAS第27号に基づく個別財務諸表上、

- a) 子会社に対する投資の取得原価を次のいずれとすべきか
- ① 子会社に対する支配の獲得日における当初持分の公正価値に、追加持分に対して支払った対価を加算（みなし原価としての公正価値アプローチ）
 - ② 当初持分に対して支払った対価に、追加持分に対して支払った対価を加算（累積原価アプローチ）
- b) 累積原価アプローチを適用する場合、子会社に対する支配の獲得日における当初持分の公正価値と当初の支払対価との差額をどのように会計処理するのか

前提条件は以下の通り：

- － IAS第27号第10項を適用し、子会社に対する投資を取得原価で会計処理することを選択している。
- － 他の企業に対する当初の投資を保有しており、当該当初投資はIAS第32号第11項で定義される資本性金融商品に対する投資である。投資先は関連会社でも共同支配企業でもなく、当該当初投資を会計処理する際にIFRS第9号を適用している。
- － その後、追加取得を行い、企業は当該投資先に対する支配を獲得し、子会社とする。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

(質問 a)

- － IFRS第27号は、取得原価を定義しておらず、段階取得の会計処理も明示的に定めていないが、他の基準書では取得原価を定めている（例 IAS第16号第6項、IAS第38号第8項、IAS第40号第5項）。
- － 上記の2つのアプローチは、段階取得取引を次のどちらと捉えるかの見解の相違から生じるものである。
 - ① 当初持分及び追加取得持分の支払対価と、投資先に対する支配持分との交換と捉える。
 - ② 当初持分を保持しつつ、追加持分を購入するものと捉える。
- － 基準の要求事項を合理的に読めば、段階取得の会計処理は上記2つのアプローチのいずれかに従って会計処理すべきである。
- － 企業は、すべての段階取得取引に対して、首尾一貫していずれかのアプローチを適用することが必要であり、IAS第1号第117項~第124項を適用して、選択したアプローチを開示することになる。

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、段階取得に係る投資の取得原価をどのように決定するのかを扱う限定的な基準開発を行うべきかどうかを検討したが、現時点で基準開発を行うべきと判断するための十分な情報を得ていないため、アジェンダに追加しないことを決定した。

(質問 b)

— IFRSは、累積原価アプローチを適用した場合の、子会社に対する支配の獲得日における当初持分の公正価値と当初支払対価との差額は、概念フレームワークの収益又は費用の定義を満たすため、IAS第1号第88項に基づき、当該差額を純損益に認識すべきである。

— これは、支配獲得前に当初持分に係る公正価値変動を純損益に表示していたのか、その他の包括利益に表示していたのかを問わない。

IFRS-ICは、2019年1月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを決定した。

IASBへの報告

質問aに関して、IFRS-ICメンバーは、IFRS基準の要求事項を合理的に読めば、みなし原価としての公正価値アプローチ又は累積原価アプローチのいずれかの適用という結果が得られると結論を下した。しかし、彼らの見解では、累積原価アプローチよりみなし原価としての公正価値アプローチの方が財務諸表利用者により有用な情報を提供すると考えている。

アジェンダ却下通知 – 未確定

共通支配下にある企業からの関連会社又は共同支配企業の取得 (IAS第28号に関連)

関連IFRS

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

概要

IFRS第3号第2項(c)は、共通支配下の企業結合について、IFRS第3号「企業結合」を適用しないことを定めているが、共通支配下にある企業からの関連会社又は共同支配企業の持分の取得についてもIFRS第3号の適用外とすることができるか。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは、2017年6月のIFRS-IC会議で、IFRS第3号第2(c)項の適用に関して、次の通り指摘した。

- IAS第28号は、共通支配下にある企業からの関連会社又は共同支配企業の持分の取得について適用を除外する規定を設けていないため、IAS第28号の要求事項を適用する。
- 関連会社又は共同支配企業に対する投資の取得の会計処理に、子会社の取得の会計処理に用いられる手続の基礎となっている考え方を適用するとされているが (IAS第28号第26項参照)、これをもってIFRS第3号第2項(c)を類推適用してIFRS第3号の適用外とする根拠とすべきではない。
- 企業は、共通支配下にある他の企業からの関連会社又は共同支配企業の持分の取得を会計処理する際に、当該取引に所有者の立場で行う取引が含まれているかを評価し、含まれている場合には、それを調整して投資原価を決定する。

IFRS-ICは、2017年6月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

キャッシュ・フロー・ヘッジにおける「取引の発生可能性が非常に高い」の判断（IFRS第9号及びIAS第39号に関連）

関連IFRS

IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」

概要

予定取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となるためには、「取引の発生可能性が非常に高く」なければならないというIFRS第9号及びIAS第39号の要求事項は、以下のケースでどのように考えるべきか。

- ヘッジ対象である予定取引（エネルギー売上の予定取引）の最終的な発生数量に応じて、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの想定元本が変動する（いわゆる「ロード・フォローイング・スワップ」）場合、上記の要求事項をどのように適用するか。
- ヘッジの有効性を評価する、又はヘッジの非有効を測定するにあたって、ヘッジ対象の数量はヘッジ関係の開始時において固定されていなければならないのかどうか。
- IAS第39号を適用するか、IFRS第9号を適用するかで上記の2つの論点に対する回答が変わるか。

ステータス

■ IFRS-ICの暫定的決定

IFRS-ICは、2018年3月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

- アウトリーチを行った結果、当該金融商品は一般的なものではなく、この論点が実務に広く影響を及ぼすという証拠は得られなかった。

暫定決定に対するコメントレーターからも、本金融商品は一般的ではないことが確認された。あわせて、本件については、時期及び規模に関する不確実性が予定取引の「取引の発生可能性が非常に高い」についての評価にどう影響するかという、よりハイレベルな観点で取り上げられるべきという、一部の委員の見解をコメントレーターでも支持していた。

IFRS-ICは、2018年9月のIFRS-IC会議で、追加で次の通り指摘した。

- ヘッジ対象である予定取引（エネルギー売上の予定取引）の発生可能性が非常に高いかどうかの評価にあたっては、時期と規模の両方の観点から不確実性を考慮する必要がある。なお、ヘッジ手段の条件は、この評価に影響を与えない。
- 取引が発生した時に当該取引がヘッジ対象の予定取引かどうかを識別できるように、ヘッジ会計の目的上、企業は予定取引の規模と時期に関して十分に具体的に文書化しておく必要がある。
- 予定取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となるためには、「取引の発生可能性が非常に高く」なければならないという要求事項は、IFRS第9号で新たに設けられたものではなく、IAS第39号でも設けられていた。

IFRS-ICは、2018年9月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書（IAS第39号及びIFRS第9号）の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

共同支配事業に対する共同支配事業者持分に係る負債（IFRS第11号に関連）

関連IFRS

IFRS第11号「共同支配の取決め」

概要

以下の前提において、リース契約書に署名する共同支配事業者が認識する負債はどの部分か。

- 共同支配事業は別個のビークルを通じて組成されたものではない。
- 共同支配事業者のうちの1社が、共同支配事業の活動の一部として共同使用する有形固定資産をリースする契約を第三者である貸手との間で締結し、単独で契約書に署名する。
- リース契約書に署名した共同支配事業者は、共同支配事業における契約上の取り決めに基づき、他の共同支配事業者から、各々の持分に相当するリース料を徴収する権利を有する。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年9月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- IFRS第11号20項 (b) では、共同支配事業に対する持分に関して、共同支配事業者は共同で負う負債に対する持分も含めて負債を認識することが要求されている。よって、(a) 共同支配事業に関連して発生する自らの負債と、(b) 他の共同支配事業者と共同で負う負債の負担分の両方を負債として認識する。
- (a) 及び (b) の負債を識別するに際して、共同支配事業に関連するすべての契約上の取り決めにおける条件を、関連する法令も考慮した上で、評価する必要がある。
- 共同支配事業者が認識する負債は、自らが主たる責任を負う負債を含む。すなわち、リース契約書に署名する共同支配事業者が、第三者である貸主へのリース料の支払いに対して主たる責任を有する場合、他の共同支配事業者から徴収できる部分も含めて負債を認識することになる。
- 財務諸表利用者が共同支配事業の活動内容と共同支配事業に対する持分を理解するのに十分な情報を開示することが重要である。IFRS第12号20項 (a) では、共同支配事業への関与の内容、程度及び財務上の影響（他の共同支配事業者との契約上の関係の内容及び影響を含む）を財務諸表利用者が評価できるような情報を開示することが要求されている。

IFRS-ICは、2018年9月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

クラウド・コンピューティング (IAS第38号に関連)

関連IFRS

IAS第38号「無形資産」

概要

以下の前提において、ソフトウェアをサービスとして提供する（SaaS）クラウド・コンピューティング契約における顧客の会計処理はどうか。

- － 顧客は、サプライヤーによって管理又は支配されたクラウド基盤上で動くサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに一定期間アクセスするために手数料を支払う。
- － 顧客にソフトウェアの所有権は無く、必要に応じて、インターネットや専用回線を通じて、ソフトウェアにアクセスする。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- (1) 顧客は、契約開始日にソフトウェアという資産を受領するのか、契約期間にわたってサービスを受領するのか

契約が、①ソフトウェアのリースを含むか、又は②契約開始日をもってソフトウェア自体の支配を顧客が獲得するのであれば、顧客は契約開始日においてソフトウェアという資産を受領するといえる。

① リース

－ IFRS第16号の定義より、契約がリースに該当する場合、対象資産の使用方法及び使用目的の変更に関連する意思決定権はリース開始日に顧客に移転する。

－ もし、契約がサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに一定期間アクセスする権利のみを顧客に与えるものである場合、ソフトウェアの使用方法及び使用目的に関連する意思決定権（例 いつ、どのようにソフトウェアを更新又は再構成するかや、どのハードウェアを使ってソフトウェアを機能させるか等の決定権）は顧客に移転しないため、当該契約はリースを含まない。

② 無形資産

－ 資源が企業にとっての資産であるためには、当該資源を企業が支配している必要がある（IAS38.8）。対象となる資源から生じる将来の経済的便益を獲得するパワーを有し、かつ、当該便益への他者のアクセスを制限できる場合に、企業は無形資産を支配しているとされる（IAS38.13）。

－ もし、契約がサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに一定期間アクセスする権利のみを顧客に与えるものである場合、顧客はソフトウェア自体から生み出される将来の経済的便益を獲得するパワー及び当該便益への他者のアクセスを制限する権利を与えられるわけではないので、顧客は契約開始日に無形資産を受領していないこととなる。

以上より、契約期間にわたってアプリケーション・ソフトウェアにアクセスできるという契約はリースにも無形資産にも該当しないことからサービス契約であり、顧客は契約期間にわたってサービスの提供を受ける。サービス提供を受ける前に対価を支払う場合、それは将来のサービス提供を受ける権利に対するものであるため、当該権利に対する資産を認識することとなる。

(2) 契約がリースである場合、顧客はIFRS第16号を適用すべきか、IAS第38号を適用すべきか

- ー ライセンス契約に基づいて借手が保有している権利は、IAS第38号の範囲に含まれ、IFRS第16号から除外されている (IAS38.6,IFRS16.3(e))。
- ー IAS第38号にはライセンスについての定義はない。しかし、IFRS第15号によればライセンス (ソフトウェアのライセンスを含む) は、企業の知的財産に対する顧客の権利であり (IFRS15.B52)、企業の知的財産を使用する権利を顧客に与えるものである。
- ー したがって、ソフトウェアのリースは、IFRS第16号ではなく、IAS第38号の範囲に含まれるライセンス契約である。
- ー 顧客がソフトウェアを使用する権利は物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産、すなわち無形資産であり、顧客がその支配を有しているのであれば、契約開始時に無形資産としての使用权を認識することとなる。ソフトウェアを使用する権利を有しているかどうかは、契約条件を勘案して評価する必要があり、IFRS第15号B58項～B62項の規定がその評価を行うにあたって有用となりうる。

(3) 顧客は無形資産をどのように測定するか

- ー 無形資産は、取得原価で当初測定する必要がある (IAS38.24)。

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

共同支配事業者によるアウトプットの売却（IFRS第11号に関連）

関連IFRS

IFRS第11号「共同支配の取り決め」

概要

以下の前提において、共同支配事業者が、特定の報告期間に受け取るアウトプットの割合が、もともと権利として与えられているアウトプットの割合と異なる場合、どのように当該アウトプットを会計処理すべきか。

- 共同支配事業者は、当該事業から生じるアウトプットの一定割合を受け取る権利を有するとともに、発生した製造コストの一定割合を支払う義務を負っている。
- 運営上の理由により、特定の報告期間に受け取って、顧客に移転するアウトプットの割合が、権利として与えられていたアウトプットの割合と異なり、この相違は、共同支配事業から生じるアウトプットの将来の引き渡しを通じて解消し、現金による決済はできない。
- IFRS第15号を適用し、共同支配事業者は、すべてのアウトプットの顧客への移転について本人として収益認識する。

具体的には、このようなケースで共同支配事業者は、アウトプットの顧客への移転を描写するように収益を認識すべきか、それとも、共同支配事業から生じるアウトプットの一定割合を受け取る権利を獲得したということを描写するように収益を認識すべきか。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- 共同支配事業者の当該事業に対する持分に関して、IFRS第11号第20項（c）は、共同支配事業者が当該事業から生じたアウトプットに対する持分の売却による収益を認識することを要求している。
- よって、共同支配事業者は、当該事業から受け取ったアウトプットの売却を描写するように収益を認識する。すなわち、各報告期間における顧客へのアウトプットの移転のみを描写する収益（IFRS第15号の適用に基づく収益）を共同支配事業者は認識し、権利は与えられているものの、いまだ受け取っておらず売却していないアウトプットについては、収益認識を行わない。

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済(IFRS第9号に関連)

関連IFRS

IFRS第9号「金融商品」

概要

以下の前提において、将来において固定価格で非金融商品項目（具体的にはコモディティ）を購入又は売却する特定の契約にIFRS第9号をどのように適用すべきか。

- － 現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる契約であり、かつ、「自己使用の例外」の要求事項を満たさないために、IFRS第9号の要求により、当該契約をデリバティブとして認識し、純損益を通じて公正価値で測定した。なお、当該デリバティブ処理につき、ヘッジ会計の指定は行っていない。
- － 企業は、当該契約が非金融商品項目の引渡し・受取りにより決済された時点で、以下の会計処理を行っている。
 - (a) 非金融商品項目の購入契約の場合、支払った現金に決済日現在のデリバティブの公正価値を加算した金額で、棚卸資産を認識する。
 - (b) 非金融商品項目の売却契約の場合、受け取った現金に決済日現在のデリバティブの公正価値を加算した金額で、収益を認識する。
- － 企業は、上記の会計処理に加えて、以下の追加の仕訳を行うことは、要求される、若しくは認められるか。
 - ◇ デリバティブについて、過去に純損益に認識した利得又は損失の累計額を戻し入れ、対応する修正金額を、収益（売却契約の場合）又は棚卸資産（購入契約の場合）のいずれかで調整する。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- － 当該契約は、現金との交換に加えてデリバティブ資産・負債の決済を行うことにより、非金融商品項目の受取り（又は引渡し）を行うことによって、決済される。
 - － IFRS第9号における「自己使用の例外」に該当しない契約の会計処理（デリバティブとして会計処理）は、当該例外に該当する契約の会計処理（デリバティブとして会計処理されない）とは異なる。
 - － 会計目的上のヘッジ関係として指定された契約の会計処理は、指定されていない契約の会計処理とは異なる。
 - － IFRS第9号は、単に契約が最終的に現物決済されるという理由のみで、デリバティブ契約の会計処理を見直す（変更する）ことにつき、容認も要求もしていない。
 - － 検討対象とされている追加の仕訳（デリバティブ損益の累積額を戻し入れ、収益又は棚卸資産で調整する仕訳）は、デリバティブとして会計処理を行うというIFRS第9号の要求を実質的に無効化し、存在しない収益又は費用を認識することにつながる。
- 以上より、IFRS-IC は、IFRS第9号は当該追加の仕訳を行うことを容認も要求もしていないとの結論を下した。

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

一定期間にわたって移転する建築物に係る借入コスト (IAS第23号に関連)

関連IFRS

IAS第23号「借入コスト」

概要

以下の前提において、集合住宅（建物）に係る借入コストの資産化を行うべきか。

- － 不動産開発業者（企業）が建物を建設し、当該建物の個々のユニット（住戸）を顧客に販売する。
- － 企業は建物を建設する目的で特別に資金の借入を行い、借入コストが発生する。
- － 建設開始前に、いくつかのユニットについて顧客との販売契約を締結し（販売済ユニット）、残りの建設中ユニット（未販売ユニット）については、適切な顧客が見つかるまで契約を締結することを意図している。
- － 顧客との契約（販売済ユニット及び未販売ユニットの両方）の条件及び関連する事実・状況により、IFRS第15号35項（c）を適用すると、各ユニットに対する支配は一定期間にわたって移転し、一定期間にわたり収益認識を行うこととなる。顧客が約束した対価は現金又は他の金融資産である。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- － 企業は適格資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストを当該資産の取得原価の一部として資産化する（IAS23.8）。また、適格資産は、「意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産」と定義されている（IAS23.5）。
- － よって、企業は意図した使用又は販売が可能となるまでの相当の期間を要する資産を認識するかどうかを評価する必要がある。具体的な事実及び状況に応じて、(a) 債権、(b) 契約資産、(c) 棚卸資産が認識される可能性がある。
- － 上述の前提記載事項の場合、以下の理由により借入コストを資産化できないと結論付けた。
 - (a) 金融資産は適格資産にはならないため、債権は、適格資産ではない（IAS23.7）。
 - (b) 契約資産は、適格資産ではない。契約資産とは、時の経過以外のことを条件とする場合の、対価に対する権利であり、契約資産の意図した使用は、現金又は他の金融資産を回収することであるから、その使用が可能となるまでに相当の期間を要するものではない。
 - (c) 建設中の未販売ユニットに対応する棚卸資産（仕掛品）は、適格資産ではない。上述の前提記載事項では、企業は未販売ユニットについても適切な顧客が見つかるまで、すぐに販売することを意図しており、顧客との契約締結時に当該ユニットに係る仕掛品に対する支配を顧客に移転することになるため、現状において意図した販売が可能である。

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

予想信用損失の測定時における信用補完（IFRS第9号に関連）

関連IFRS

IFRS第9号「金融商品」

概要

IFRS上の要求事項により、別途認識されている金融保証契約又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを、IFRS第9号の減損規定の適用上、予想信用損失の測定に含めることができるか。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

— 予想信用損失を測定する目的上、IFRS第9号B5.5.55項は、企業が別個に認識していないものの、契約の一部である担保又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを、キャッシュ不足額の見積りに反映することを要求している。同項は、IFRS第9号又は他のIFRS基準における区分認識の要求事項の適用に関する免除規定を設けていない。

— よって、信用補完から見込まれるキャッシュ・フローは、信用補完が下記の両方である場合に、予想信用損失の測定に含まれる。

(a) 契約条件の一部である。

(b) 企業が別個に認識していない。

— したがって、信用補完を別個に認識することがIFRS基準で要求される場合には、そこから見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることはできないとの結論を下した。

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

アジェンダ却下通知 – 未確定

信用減損金融資産の治癒（IFRS第9号に関連）

関連IFRS

IFRS第9号「金融商品」

概要

信用減損金融資産がその後に治癒した（すなわち、全額が返済されたか又は信用減損に該当しなくなった）場合に純損益計算書に認識される金額を、どのように表示すべきか。すなわち、IFRS第9号5.4.1項（b）により信用減損した金融資産の金利収益は、総額での帳簿価額に実効金利を乗じるのではなく、当該金融資産の償却原価（総額での帳簿価額から引当金を控除した額）に実効金利を乗じることによって計算される。これにより信用減損していなければ認識された金利収益とは差額が生じる。金融資産の減損が治癒した後に当該差額を、金利収益として表示できるか、それとも減損損失の戻入れとして表示することが要求されるか。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、次の通り指摘した。

- 一 減損が治癒した場合にもはや不要となった損失評価引当金については、IFRS第9号5.5.8項に基づき、予想信用損失の戻入れとして純損益に認識する必要があるが、この戻入額には、金融資産が信用減損となった期間中の損失評価引当金に係る割引の巻戻しの影響も含まれるために、減損損失の戻入益が、資産の存続期間にわたり純損益に認識された減損損失を上回ることもある。これは、信用減損している金融資産については、総額での帳簿価額ではなく引当金が控除された償却原価に対して実効金利を乗じることによって金利収益が算定されていたので、引当金の割引の巻戻しから生じる減損損失は、総額での帳簿価額に対して算定されていれば認識されていた金利収益と相殺されており、過去に減損損失として明示的に認識されてこなかったためである。
- 一 したがって、IFRS-ICは、純損益計算書において、信用減損金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を乗じて計算される金利と、当該資産について償却原価に実効金利を乗じることで認識される金利収益との間の差額は、信用減損金融資産の治癒後には、（過去に認識されなかった金利収益を認識しなおすのではなく）減損損失の戻入れとして表示する必要があるとの結論を下した。

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、現状のIFRS基準書の要求事項が十分な判断の基礎を示していると判断し、アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

■ コメント期限

コメント期間終了

今後の取扱いを検討中の論点

仮想通貨

関連IFRS

現時点ではN/A

概要

IFRS-ICは、仮想通貨に関してIASBから以下の点につき、アドバイスを求められた。

- － 仮想通貨の保有及びイニシャル・コイン・オファリング（以下、ICOという）の会計処理を決定するにあたって既存のIFRS基準をどのように適用する可能性があるか
- － 既存のIFRS基準の適用が、仮想通貨の保有に関して有用な財務情報が提供されるかどうか
- － 仮想通貨の保有に関する基準開発の必要性、優先度及び形式

ステータス

■ 審議の状況

IFRIC-ICスタッフにより分析された以下の内容について、IFRS-ICは、2018年9月のIFRS-IC会議で審議したが、特段の決定はなされなかった。

- － 仮想通貨は現金及び現金同等物又は金融資産の定義を満たさないと考えられる。
- － 特定の企業は通常の営業活動の一環として販売目的で仮想通貨を保有する。そのような企業は仮想通貨を棚卸資産として会計処理すると考えられる。すなわち、IAS第2号第3項（b）に基づき、仮想通貨を売却コスト控除後の公正価値で測定することが考えられる。
- － IAS第2号の範囲外、すなわち、通常の営業活動の一環として販売目的で仮想通貨を保有していないのであれば、IAS第38号を適用して会計処理することが考えられる。
- － IAS第38号の適用では、仮想通貨に関して財務諸表利用者に有用な情報を提供することにはつながらないという議論もあるため、仮想通貨をIAS第38号の範囲から除外することを含め、新たな基準開発プロジェクトを立ち上げるべきかどうかの審議が必要である。
- － 仮想通貨のICOをどのように会計処理するかは、ICOに付された権利と義務の内容次第である。権利と義務の内容が適用すべきIFRS基準を決めることになるが、IFRS第9号、IFRS第15号、IAS第32号及びIAS第37号が適用される可能性がある。

2018年11月のIASB会議で、上記のIFRS-ICの分析・提言を審議した結果、現時点では、仮想通貨の保有及びICOに関するプロジェクトを作業計画に追加しないことが決定された。その代わりに、IASBは引き続き仮想通貨のような仮想資産の動向をモニターしていくことを決定した。

また、IASBは、保有する仮想通貨の会計処理に対して既存のIFRS基準をどのように適用するかを説明するアジェンダ決定の公表を検討するようIFRS-ICに依頼することを決定した。IFRS-ICは、今後のIFRS-IC会議で、このIASBの依頼事項について審議する予定である。

今後の取扱いを検討中の論点

交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定（IAS第21号に関連）

関連IFRS

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」

概要

ベネズエラでは、本国通貨を他国通貨に交換する外国為替取引が長期間制限され、公的な為替交換レートは本国通貨の減価を反映しておらず、その実勢から著しくかけ離れたものとなっている。そのため、財務報告を行う企業が、ベネズエラにおける在外営業活動体の財務諸表を表示通貨に換算し、連結する際に、どのような為替レートをを用いるべきかが検討され、これについては2018年9月のIFRS-ICにより既にアジェンダ却下通知が確定している（[交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定（IAS第21号に関連）](#) - IFRICニュース2018年9月参照）。

しかしながら、直物為替レートが観察可能ではない場合に、在外営業活動体の業績及び財政状態を表示通貨に換算する上で報告企業がどのような為替レートを使用すべきかに関する明確な規定が存在しないことに留意し、IFRS-ICは限定的な基準開発の可能性について調査・分析を進めることとしていた。

ステータス

■ 審議の状況

IFRS-ICは、2018年11月のIFRS-IC会議で、審議を行ったが、何も決定されていない。なお、直物為替レートが観察可能ではないという状況は、ある通貨と他の通貨の交換可能性が欠如している場合に生じる。今後のIFRS-IC会議にて、引き続き審議する予定である。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.